

「長野県社会的養育推進計画(案)」パブリックコメントの結果について

県民文化部こども・家庭課 児童相談・養育支援室

No	項目	お寄せいただいたご意見等	県の考え方(対応等)
1	第5章 子どもの自立支援の推進 1 現状と課題 (P47)	<p>基本的に里親家庭からの自立に対する取り組みがないと思います。里子の自立支援の部分に関して、今後さらに里親委託が多くなるので、里親から自立した際の里子と里親のアフターケアが必要と考えます。</p> <p>子どもの成長は待ったなしです。そうした場合どちらに相談すれば良いのでしょうか？</p> <p>委託前のマッチングの際の経費も採用されることとなることから、施設退所児童に際する経費と同様に里親家庭にも人的経済的支援もお願いします。</p> <p>特に自身としても約二年後には実際にその立場になります。里子は都内に住みながら学校に通いたいと夢を持っているので、住宅や学校の場所など検討したり、普通の一般家庭のお子さんのように、おそらく幾度も通うことになると思います。</p> <p>ボランティアや善意で個人の里親としてどこまで里子にケアしてあげられるのか不安です。</p>	<p>里親家庭から自立する際の児童への支援につきましては、(3)経済的支援、(4)身元保証に記載のあるとおり、施設からの退所者と同様に支援制度を活用することができます。また、これら支援制度の活用方法を含め、里親の皆様からの里子の自立支援等に関する御相談につきましては、児童相談所の里親養育支援担当や児童養護施設等に配置されている里親支援専門相談員に相談することができます。</p> <p>なお、自立後の訪問支援等をはじめとした人的支援に対する支援制度につきましては、今回いただきました御意見も参考にさせていただきながら、各地域において、本計画にも記載のある「子ども家庭支援ネットワーク」が構築され、必要な支援が行われるよう計画における取組を推進してまいります。</p>
2	第2章 当事者である子どもの権利擁護 第1節 子ども自身もつ権利と権利擁護(意見聴取・アドボカシー) 2 推進に向けた基本的考え方 (P4)	<p>30行目 そのための仕組みを構築する必要があります。の次に「その仕組みとして例えば子どもたちが行政やケアを提供する人たちから完全に独立したアドボケイトと話すことができ、また十分な意見表明が難しい子どもについては意向調査時にアドボカシー(傾聴・意見形成支援・意見表明支援等)を受けることができるよう検討します。」を追加してください。</p> <p>理由:子どもの意見表明権を確実なものとするためには行政等から独立した第三者のアドボケイトの確保が重要で、また十分な意見表明が難しい子どももいることから、第三者による意見表明支援サービスの活用が必要と思われます。</p> <p>表題に「アドボカシー」があるので、本文中にもアドボカシーについて説明していただきたい。</p>	<p>ご指摘の「子どもの意見表明に係る第三者による意見表明支援」につきましては、3具体的取組の(7)その他(P6)に記載のあるとおり、現在、その仕組みの構築に向けて国が調査研究を行っているところですので、今回いただきました御意見も参考にさせていただきながら、本県における制度のあり方について、検討してまいります。</p>

「長野県社会的養育推進計画(案)」パブリックコメントの結果について

県民文化部こども・家庭課 児童相談・養育支援室

No	項目	お寄せいただいたご意見等	県の考え方(対応等)
3	第3章 子どもが家庭で暮らすための支援体制 第1節 市町村の児童家庭相談体制の強化 3 具体的取組 (P13)	評価指標にあることから市町村支援を具体的取組に追加する。 (6)市町村の支援メニュー(ショートステイやトワイライトステイ事業)の充実 保護者に強い育児疲れや育児不安があるなどが原因で児童虐待につながる恐れがある場合に児童養護施設などで、一定期間、児童を養育するショートステイ等を適切に実施できるよう市町村を支援していきます。 ショートステイの受け皿不足が指摘される中、ショートステイ里親(新設)の活用も検討し、児童虐待の予防に努めます。 理由:地域で困難を抱えた家族を支援し、家族(親子)の分離を防止(親子分離の期間を最短に)するために「短期入所生活援助事業」(ショートステイ)は有用だと思われます。 その受け皿不足が指摘される中、ショートステイ里親(新設)を活用することで、事業を適切に実施でき、それが虐待予防(一時保護数の減少)にもつながると思われます。	ショートステイ等の保護者支援事業につきましては、12P(2)に記載のあるように、子ども家庭総合支援拠点における市町村の取組であることから、3具体的取組の(1)の後段に次のように追記いたしました。 「また、市町村における保護者支援の充実を図るため、児童養護施設や里親等を活用したショートステイ事業等の実施について、支援していきます。」 なお、ショートステイにおける里親の活用につきましては、第4章 家庭と同様の環境における養育の推進、第2節 里親等への委託の推進、4具体的取組、(6)里親の資質向上支援において、既に記載しております。
4	第2章 当事者である子どもの権利擁護 第1節 子ども自身もつ権利と権利擁護 3 具体的取組 (P5)	今後は、里子に関わる様々な主体が権利擁護を支援するしくみの構築に向けて、関係者による検討を行います。の次に 「第三者が子どもの意見を聴き、意見表明を支援する体制の整備に向けた検討を行います。」を追加する。 理由:里親委託中の子どもにも十分な意見表明が難しい子どももいることから第三者が意見を聴き、意見表明を助ける仕組みを整備することが必要だと思われます。	「子どもの意見表明に係る第三者による意見表明支援」につきましては、里親委託中の子どもに限らず、No.2でも回答しましたとおり、現在の、その仕組みの構築に向けて国が調査研究を行っているところで、今回いただきました御意見も参考にさせていただきながら、本県における制度のあり方について、検討してまいります。
5	第3章 子どもが家庭で暮らすための支援体制 第3節 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築 3 具体的取組 (P23)	P22 23行目 に下線部を追加する。 <u>成立の手続きを特別養子適格の確認について審理する第1段階の審判と特別養子縁組の成立について審理する第2段階の審判に分けた上で、第1段階の審判は養親となる者のほか児童相談所長にも申立権を付与し、児童相談所長が実親による養育状況について立証することで、養親となる者の立証の負担等を軽減するように改正されました。</u> 理由:改正内容の成立手続きが二段階となっているが、計画案では二段階の内容が分からないため、養親となる物の負担がどのように軽減されるかもわかりません。具体的に記載すべきです。	いただきました御意見も踏まえ、下記のとおり修正しました。 さらに、令和元年の「民法の一部を改正する法律」等により、特別養子縁組の養子となる子どもの年齢の上限が原則6歳未満から原則15歳未満へ引き上げられました。併せて、成立の手続きが二段階に分けられ、児童相談所長にも申立権が付与されるとともに、 <u>実親の同意撤回が制限されるなど、養親となる者の負担が軽減するように改正されました。</u>

「長野県社会的養育推進計画(案)」パブリックコメントの結果について

県民文化部こども・家庭課 児童相談・養育支援室

No	項目	お寄せいただいたご意見等	県の考え方(対応等)
6	<p>第3章 子どもが家庭で暮らすための支援体制 第3節 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築 3 具体的取組 (P23)</p>	<p>3 具体的な取組みに (8)を以下のように追加する。 (8)児童相談所長による特別養子適格の確認の審判申立て等 新生児・乳幼児で長期的に保護者の養育が望めないケースや、長期間にわたり親と交流がないケースなどにおいて、必要に応じて第一段階の特別養子適格の確認の審判の申立てまたは参加人となるよう努めます。</p> <p>理由:特別養子縁組をより推進するためには児童相談所長が申立てを行い、またはその参加人に加わることで養子縁組里親を支援する必要があると思われます。</p>	<p>児童相談所長による特別養子縁組の申立につきましては、今回の民法改正により令和2年4月から実施することが可能となっておりますが、特別養子縁組は、実親との親子関係を消滅させる強い法的効力を有する制度であることから、児童相談所の関与のあり方については、今後関係者の意見を十分聞いた上で、内容を検討し、今後の計画見直しの際に反映させてまいります。</p>
7	<p>第4章 家庭と同様の環境における養育の推進 第2節 里親等への委託の推進 4 具体的取組 (P32)</p>	<p>(6)里親の資質向上支援について、 「未委託里親を含めた里親(里子)の交流の場において経験を共有しながら養育技術の向上を図ります。普段から里子と交流している未委託里親をその子のレスパイト先とすることで未委託里親が養育を体験できる機会を増やし、レスパイト時の里子の不安な気持ちを軽減できるメリットもあります。」を追加する。</p> <p>理由:未委託里親をレスパイト先として活用することはモチベーションの維持や養育経験を積む上で有用だと思われます。普段から交流している里子の特性を理解した里親であればレスパイト時の子どもの不安な気持ちを軽減させることができます。 レスパイトが書き込めないなら交流体験ができるよう 「養育経験を持たない未委託里親については、既に委託されている里親(里子)と交流するなど実践的な研修を行い、モチベーションの維持に努めます。」を追加する。</p> <p>また、「登録されている里親の強み弱み等を正確に把握し、必要に応じてそれを補うための研修を実施するなどし、一時保護委託やショートステイにおける活用を推進していきます。」 を 「また、登録されている里親の持つ特性や力量について正確に把握し、里親の意向もふまえながら必要に応じて一時保護委託、レスパイト受け入れ、ショートステイなどに対応した研修を実施するなどし、活用の幅を広げるよう努めます。」 に変更する。</p>	<p>未委託里親のレスパイト先としての活用につきましては、実施する際に様々な課題があることから、今後、里親委託等推進委員会等を活用し、関係者の意見等を十分聞いた上で検討してまいります。また、未委託里親と実際に養育している里親との交流等につきましては、「(7)里親会と連携した里親等への支援」の内容に反映させ、下記のとおり一部修正するとともに、未委託里親への研修につきましては、御意見を踏まえ下記(6)のとおり修正しました。</p> <p>(7) 里親会と連携した里親等への支援 里親経験者が長年の養育により培ってきたノウハウ等を最大限活用し、里親同士の情報交換や養育技術の向上を図るため、<u>里親サロンの開催や里子を含めた里親の実践的な交流の機会を設けるなど、地区里親会や長野県里親会連合会との連携した取組を推進します。</u></p> <p>(6)里親の資質向上支援 里親等による代替養育を必要とする子どもには、複雑な背景や生育歴を有し、様々な課題を抱えた子どもが増加していることから、里親登録前研修や、更新時の研修について内容を更に充実させるとともに、研修体系や研修場所・日時を工夫し、里親が研修を受講しやすい環境の整備に努めます。 また、登録されている里親の持つ特性等を正確に把握し、<u>里親の意向も踏まえながら、里親登録後の研修を実施するなどし、一時保護委託やショートステイにおける活用を推進していきます。</u></p>

「長野県社会的養育推進計画(案)」パブリックコメントの結果について

県民文化部こども・家庭課 児童相談・養育支援室

No	項目	お寄せいただいたご意見等	県の考え方(対応等)
8	第4章 家庭と同様の環境における養育の推進 第2節 里親等への委託の推進 5 評価指標 (P33)	登録里親数について、近年減少傾向が続いていることから、養育里親を中心に前年度より増加することを当面の目標とします。 とされていますが、それでも数値目標は必要ではないでしょうか。 養育里親を中心に増やすことが目標であれば養育里親、専門里親、養子縁組里親の種類ごとに個々に目標数値を示す必要があると思われるます。 里親いない地域を減らすため、例えば令和6年度:各中学校区に1組以上の里親。令和11年度:各小学校区に1組以上の里親。のような地域性を考慮した目標は必要ないのかご検討ください。	里親登録数の目標値につきましては、目標値の前提となる適正な受託率の見極めが困難であることから、「2基本的考え方」に記載のとおり、まずは委託後の支援体制の充実や里親委託推進に関わる職員の資質向上に努め、マッチング機能の向上を図ることとし、これらの取組状況を見極め、今後、登録里親数の目標値を定めることとします。
9	用語解説 アドボカシー P54	子どもの権利条約第12条で規定された自由に自己の意見を表明する権利を保障するための取り組み。子どもにその権利があることを伝え、その意見に耳を傾け、思いや不満を受け止め、もし、子どもがその状況を変えたい、自分の意見を周囲の大人に伝えたいと思う場合、どうすればいいかを一緒に考え、子どもが正しく選択できるように情報を提供し、行動を支援すること。 それを実践する人を「アドボケイト」と呼ぶ。 に訂正する。 理由:単に意見を表明するだけでなく、思いや不満を受け止めた上で情報を提供するなど意見の形成を援助し、さらには本人が解決することをサポートすることも含まれていつため。元は子どもの権利条約であることも説明する必要があると思われるます。	アドボカシーにつきましては、児童分野のみならず、福祉・医療分野等全般で用いられる考え方であることから、現行の内容とした上で、理由に記載されております内容を後段に加え、下記のとおり修正しました。 自己の権利を表明することが困難な状態の者に代わり、代理人が権利を表明するとともに、思いや不満を受け止めた上で情報を提供するなど意見の形成を援助し、本人が解決することをサポートすること。
10	用語解説 里親会 P54	里親の当事者団体として、交流事業や研修会の開催等による養育技術の向上や相互援助のための活動を行い、児童福祉の増進に大切な役割を担っている。 里親制度の普及促進やその充実を図るための事業等も行っており、長野県においては、令和2年3月末現在6団体ある。 に訂正する。 理由:親睦団体ではなく、県大会や全国大会において研修会の開催による養育技術の向上、会員相互の援助活動も行っているため。 全国の数には66より多いと思われる。おそらく地区里親会数でなく都道府県政令市単位の数ではないでしょうか。	いただきました御意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。なお、里親会数の66団体は、全国里親会に登録されている里親会数のため、その旨の記載を追加しました。 里親(未委託里を含む)の資質向上や里親制度の普及促進等を目的として、 <u>里親相互の交流や研修会等の活動を行う任意組織</u> 。里親の養育技術の向上や相互援助において大きな役割を担っている。H29.3末現在で全国に66団体(全国里親会登録団体数)あり、長野県においてはR.2.3末現在で6団体ある。

「長野県社会的養育推進計画(案)」パブリックコメントの結果について

県民文化部こども・家庭課 児童相談・養育支援室

No	項目	お寄せいただいたご意見等	県の考え方(対応等)
11	第1章 社会的養育推進計画における基本的考え方及び全体像 P2～3	本計画(社会的養育)が対象とする子どもや家族について、わかりやすく示してほしいと思います。内容を読めば施設入所や里親委託のみならず、一時保護(委託)を含む「代替養育」を経験した子どもや家庭が中心となることはわかります。しかしその一方で通常の在宅家庭や子育てに関しても、権利擁護等の理念を浸透させる必要がある関係機関にはあるのだという考えも読み取れます。代替養育に関する記述が膨大であるため、こちらに関する理解がアンバランスに弱くて、理解しにくいと感じます。 社会的養護という用語が社会的養育に変わったこともあり、この計画の対象者がどこまで含まれているのかを分かりやすく示すことが必要だと思います。	いただきました御意見を踏まえ、下記内容を第1章3計画策定にあたっての基本的考え方に記載いたしました。 3 計画策定にあたっての基本的考え方 「長野県家庭的養護推進計画」においては、計画の対象となる児童を「何らかの理由等により、実親による養育が困難な社会的養護を必要とする子ども」としていましたが、本計画においては、「家庭で暮らす子どもから里親や施設等で代替養育を受けている子ども」とし、その胎児期から自立までの期間を対象としています。
12	第2章 当事者である子どもの権利擁護 第1節 子ども自身も持つ権利と権利擁護(意見聴取・アドボカシー) 3 具体的取組 (7) その他 P6	国の動向を注視しつつとありますが、本計画の基本方針として「子どもの声を最大限尊重するために」と掲げていることから、県独自の仕組みを立ち上げていくことが必要ではないでしょうか。後から(途中で)国からのモデル等が示されれば、そこで読み替えとか必要事項の検討を補足するような、積極的な計画を望みます。令和元年度までに国から出されたモデル例等をベースとして、県としてのしくみづくりに即座に着手されることを望みます。	第3者機関による子どもからの申し立てによる審議・調査につきましては、大変重要な取組であると認識していますが、第3者機関の選定、関係機関との調整、費用負担の調整等に時間を要することから、いただきました御意見を十分踏まえた上で、早期に検討に着手してまいります。
13	第2章 当事者である子どもの権利擁護 第2節 一時保護改革に向けた取組 3 具体的取組 (7) 一時保護における子どもの権利擁護 キ 一時保護期間の短縮化 P9	一時保護期間の短縮化自体について異論はありませんが、評価指標として取り上げられているため、今後、短縮化の優先順位が上位に来てしまい、子どもの権利が守られるための十分なケースワークが結果的に蔑ろになってしまうことを心配します。児童相談所職員の力量とは別に、重篤なケースが増加することが十分に考えられます。一時保護期間の短縮化を評価指標として取り上げないことを希望します。	一時保護改革に向けた取組における評価指標につきましては、国が定めた策定要領においても「平均一時保護日数」が指標例として例示されているところであり、子どもの生活を制限する環境で保護する日数は必要最小限とする必要があることから、適当な指標であると考えます。なお、子どもの権利が守られるための十分なケースワークにつきましては、丁寧かつ十分に行われるよう、児童相談所職員の確保や資質向上に努めてまいります。

「長野県社会的養育推進計画(案)」パブリックコメントの結果について

県民文化部こども・家庭課 児童相談・養育支援室

No	項目	お寄せいただいたご意見等	県の考え方(対応等)
14	第3章 子どもが家庭で暮らすための支援体制 第1節 市町村の児童家庭相談体制の強化 P11～15	ここは、P8の2の最後の段落(説明)の結論として記述されることが必要ですが、相当に曖昧さが多いと思われます。つまり、一時保護から家庭復帰した後の市町村支援の充実について現状分析や課題が示されなければならないと思われますが、その観点がなく、相談体制の一般論に終始している点が問題だと思っています。この節は論点を絞って記述されることを望みますし、そのほうが市町村にとってわかりやすい、社会的養育推進計画になると思われます。	一時保護から家庭復帰した児童・家庭に対するの市町村支援につきましては、今後、本計画による取組を推進していく中で、市町村における相談支援の現状分析等を行い、それぞれの地域・市町村に即した相談・支援体制の構築を進めていきたいと考えております。
15	第3章 子どもが家庭で暮らすための支援体制 第2節 児童相談所の強化 P16～21	今回示された推進計画の相当部分は児童相談所に関係するので、児童相談所の強化だけをまとめるのは難しいと思われます。しかし児童相談所の強化には一時保護所の(支援の)充実も含まれると思われるので、第2章第2節も関係することをしっかり示してほしいと思います。 評価指標の目標値は「国の定める配置基準以上」となっていますが「国の定める配置基準を超える」としていただき、長野県として人的配置を厚くする計画にしていきたいと思えます。	児童相談所の強化につきましては、国が定めた策定要領において児童相談所における人材確保・育成に向けた取組を記載することとされていることから、本県における計画につきましても、それらに基づいて記載しているところです。 評価指標(専門職員の定数)につきましては、いただきました御意見を踏まえより多くの職員が配置できるよう努力してまいります。
16	第3章 子どもが家庭で暮らすための支援体制 第3節 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築 2 推進に向けた基本的考え方 3 具体的取組 (5)特別養子縁組成立後の支援体制の充実 P22～P23	特別養子縁組成立＝実子という考え方が多い中、継続支援を支援(体制)側の充実だけで進めていくには困難が大きいのではないかと思います。養親(≒養子縁組里親)側が支援を拒まないような、理解拡大にかかる計画も必要ではないかと思います。	特別養子縁組につきましては、計画案中の【表3-5】にもあるように、本県における成立件数が年間10件程度であることから、今後の拡大に向けては、いただきました御意見を踏まえ、関係機関の協力も得ながら県民の理解を推進する取組も行ってまいります。

「長野県社会的養育推進計画(案)」パブリックコメントの結果について

県民文化部こども・家庭課 児童相談・養育支援室

No	項目	お寄せいただいたご意見等	県の考え方(対応等)
17	<p>第4章 家庭と同様の環境における養育の推進 第3節 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 3 具体的取組 (1)施設で養育が必要な子ども数の見込み P44</p>	<p>主語(主体)が不明確のため、第2段落の「乳児院、児童養護施設は」が主語となっているように読み取れてしまいますが、この二つの段落の主体は、実務上児童相談所です。 従って、①児童相談所を主語として明記し、施設がどのように協力するか ②施設を主語として(第3節自体が施設に関するものなので)どうするかを記述することが、わかりやすい文章になるのではないかと思います。</p>	<p>いただきました御意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。</p> <p>(1)施設で養育が必要な子ども数の見込み (前略) そのため、里親等への委託や家庭復帰を前提とする場合、<u>児童相談所による一時保護及び一時保護委託</u>はできるだけ短期間とし、早期に入所措置に移行したうえで、児童相談所、施設、市町村が連携・支援体制を構築し家庭養育への移行を促します。 特に乳児においては、<u>児童相談所による一時保護及び一時保護委託</u>は原則2週間以内とした上で、早期に入所措置に移行し、<u>児童相談所、乳児院、市町村による連携支援体制</u>を構築するものとします。また、愛着形成に配慮し、できるだけ早期に家庭養育に移行できるようにします。</p>
18	<p>第4章 家庭と同様の環境における養育の推進全般</p>	<p>今後10年の推計を含んだ難しい章ですが、極端に言えば第2節では代替養育が新たに必要になる子どもには特別養子縁組や里親養育を優先的に考えることを説明し、第3節では施設は「できる限り良好な家庭環境」になるようにしていく説明がされていると理解しました。このことには異論ありませんが、現在施設で育てている子どもを里親養育等へシフトしていくこと(計画)が、ほとんど触れられていないことが大変気になります。ここを明記した計画にしていきたいと思います。私の読み込み不足ならば、計画の重要ポイントとして、分かりやすくしていただきたいと思います。</p> <p>また、上記のことと絡んで、施設に配置される里親支援専門相談員が、巻末の【用語解説】に示されたように、施設の職員であるからこそ「所属施設の入所児童の里親委託を推進する」役割をしっかりと果たすようになることを希望します。</p>	<p>既に施設で養育されている子どもを里親養育に移行していくことは、本計画を推進する上で重要な視点ではありますが、施設での生活において愛着形成がなされ、生活環境が確立している子どもを里親委託に移行させることは、個々のケースにもよりますが、不調となった際のデメリットも大きく、慎重な判断が求められます。このため、まずは新規に措置される子どもについて里親委託を積極的に進めていくこととし、施設で養育されている子どもの里親養育への移行については、里親委託等推進委員会等において今後検討を行うこととし、計画見直しの際に記載することとします。</p> <p>なお、里親支援専門相談員につきましては、いただきました御意見を踏まえ、本来の役割がきちんと果たせるよう、里親委託を推進してまいります。</p>

「長野県社会的養育推進計画(案)」パブリックコメントの結果について

県民文化部こども・家庭課 児童相談・養育支援室

No	項目	お寄せいただいたご意見等	県の考え方(対応等)
19	第4章 家庭と同様の環境における養育の推進 第3節 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 4 評価指標 P46	施設の市町村要対協への参画が指標とされていますが、この指標を市町村関係(第3章第1節)の指標に上げなくていいのだろうかと思えます。要対協参画の可否は市町村判断になるので、そちらへ上げたほうが効率的であると思われます。	御指摘を踏まえ、本評価指標は第3章第1節 市町村の児童家庭相談体制の強化にも掲載しました。なお、市町村要保護児童対策地域協議会への乳児院・児童養護施設の参画促進にあたりましては、市町村側の理解と合わせ、施設側からのアプローチも必要であることから、再掲として第4章第3節にも引き続き掲載することとしました。
20	第5章 子どもの自立支援の推進 P47～49	自立援助ホームは該当の児童にとっては「重要な受け皿」と評価しながら、広範な本県で2か所であることに留まっています。地域の状況を見ながら、増設することは計画として考えられないでしょうか。自立をどのように捉えるかによりますが、代替養育の下に育つ児童は、地域(一般的状況)より、障がい等を持つ児童が多く、上級学校への進学や一般就労だけでは括れない状況があります。福祉的に生活の場と仕事(日中活動)が保証されなければならない児童の自立(代替養育終了後の状態)については、本計画にそぐわないでしょうか。児童福祉と障がい福祉の連携については、計画に盛り込む必要はないでしょうか。	自立援助ホームにつきましては、現時点で新規設置等の計画はなく、設置主体や設置費用等の調整が必要になることから、本計画に増設に係る計画は記載しておりません。しかしながら、施設を退所した子どもの自立において、重要な受け皿となっていることから、質の向上を含めた機能強化を推進してまいります。児童福祉と障がい福祉の連携につきましては、重要な視点ではありますが、連携のあり方は個々の事例毎に大きく異なるため、いただきました御意見を踏まえ、実際のケースワークにおいて連携が十分行われるよう努めてまいります。
21	第5章 子どもの養育を地域で支えるための人材育成 P51	里親のもとで育つ子どもの状態の方が、児童福祉施設で育つ子どもの状態より大変という印象を与える説明になっていると思われます(障がいに関する記述の違い)。乳児院にいる乳幼児は別にしても、児童養護施設で育つ子どもの状態と里親の下で育つ子どもについては、同一の記述にしたほうがよいと思われますがいかがでしょうか。	いただきました御意見を踏まえ、(4)里親等に係る記載を下記のとおり修正しました。 (4)里親等 (前略) 里親等に委託される子どもたちの多くは、施設で養育される子どもと同じように実父母等との生活において虐待などの不適切な養育を経験してきたこと等に起因するトラウマ関連障がいやアタッチメント(愛着)に関する問題を抱えていることが少なくありません。このため里親には、施設職員と同様に、子どもの特徴を受容しながら子どもとの愛着形成を十分図り、年齢に応じて子どもの自己決定を尊重しつつ、子どもの状態に配慮しながら自立を支援していく養育力が求められます。(後略)

「長野県社会的養育推進計画(案)」パブリックコメントの結果について

県民文化部こども・家庭課 児童相談・養育支援室

No	項目	お寄せいただいたご意見等	県の考え方(対応等)
22	第1章 社会的養育推進計画における基本的考え方及び全体像 2 本計画の位置づけ P2	<p>「しあわせ信州創造プラン2.0～学びと自治の力で拓く新時代～」の内容に合わせ、下記修正案のとおり修正をお願いします。</p> <p>【修正案】 本計画は、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指すSDGsの考え方をビルトインした総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0～学びと自治の力で拓く新時代～」の子ども・若者関連施策の個別計画として位置付ける計画とし、社会的養育の推進に向けて関係機関が連携して取り組むべき具体的な取組をまとめたものです。</p>	いただきました御意見を踏まえ、修正案のとおり修正しました。